

「軍事介入の論理」 M. ウォルツァーと M. イグナティエフ ——シリア問題に寄せて——

福富 満久

「今、世界は内戦状態にある…」

Michael Hardt and Antonio Negri, *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire*, 2004.

はじめに

- 1 シリアとリビアの運命を分かちもの
- 2 軍事介入に対する近年の国連の姿勢の変化
- 3 軍事介入の論理
- 4 政治としての人権
- 5 責任を引き受ける主体は誰か

おわりに

はじめに

シリア問題は、国際社会と国際社会が構成する国際秩序に重大な問いを挑み続けている。大量虐殺に手を染める政府やその指導者は、ニュルンベルク綱領「人道に対する罪」で容赦なく犯罪者との烙印を押される。しかし、反体制派をテロリスト呼ばわりし、「正当な国家保安上の取り締まり」として大規模空爆を行うシリア政府は、現在もなお、犯罪者との烙印を押されことなく、自国民を殺害し続けている。2013年6月末現在、シリアでは、内戦が深刻化し、死者は10万人を越え、難民は170万人規模で発生している⁽¹⁾。

なぜ、国連はシリアに対して人道的介入を行わないのだろうか。国連安全保障理事会（以下、国連安保理）は、2011年10月、2012年2月に続き、7月19日、アサド政権への制裁案に対し、ロシアと中国が拒否権を発動否決した。これで3度目の否決となった。実はあまり知られていないが、リビアとシリアの反政府デモはほぼ同じ時期に起きている。リビアのベンガジで反政府デモが起きたのが、2011年2月15日、その2日後にシリアの首都ダマスカスで反政府デモが発生している。シリアと同じ時期に民主化運動が起きたリビアに対しては、2011年3月17日、国連安保理は、決議1973において、即時停戦と民間人に対する暴力、攻撃、人権侵害を完全に停止することを要求し、リビア上空に飛行禁止区域を設定、19日、武力介入へと移った。カダフィ政権に対する武力介入とアサド政権に対する非介入の恣意性はどこからくるものなのか。

一貫性を欠いた介入を行うにしたがって、西側の権利基準の正当性は疑問にさらされることとなる。このままでは人道的介入は、恣意的軍事介入に転落しかねない。

そこで、どのような理由でもって介入を行うことができるのか、1977年に執筆され、現在でも

なお、多大な影響力を保ち続けている政治哲学者マイケル・ウォルツァーの「正しい戦争と不正な戦争」、同じく政治哲学者マイケル・イグナティエフの「政治としての人権」を中心に、そこで論じられている武力介入の是非に関する議論や条件を参考にしながら、シリアの現状とリビアの軍事介入について考えていきたい。

ウォルツァーは、主に国家間戦争を想定していた1980年代末以降、国内紛争へと軸足を大きく変えている現代において、侵略や大量虐殺という2つの脅威に対しては、国家は単独でも時に行動する必要があると主張する。「戦争の道德世界が共有されるのは、誰の戦いが正義で誰の戦いが不正義かについて、われわれが同一の結論に達するがゆえにではなく、結論への道りにおいて同一の困難を認識し、同一の問題に直面し、同一の言語を話すがゆえにである」⁽²⁾。そして「参照すべきは、政治指導者の良心ではない。政治指導者は別に考えるべき事柄があるし、義憤や憤慨といった当たり前の感情を抑制することが必要であるかもしれない」⁽³⁾として、介入の根拠を一般の人々が日常的活動のなかで獲得してきた道德的信念にあるとする。本稿で道德的アプローチと呼ぶことになるウォルツァーの考える紛争解決における人命尊重と介入の論理は、シリア問題で果たして通用するのだろうか。

他方で、イグナティエフは、歴史が語る事実から、介入までに至る道順を示す。本稿ではこれを歴史的アプローチと呼ぶ。イグナティエフは、人権がひとつの「世俗宗教」と考えられているとすれば、それは誤解だとして、人権の普遍的な訴求力を強めようという意図には疑問であり、むしろ逆効果であると述べる⁽⁴⁾。なぜならある意味でヒューマニズム自体を崇拝するヒューマニズムという奇妙な代物になってしまうからである。人間には生まれながらにして尊厳が内在している聖なる存在である、といった主張は信念の形而上学的基礎づけに過ぎない。「さまざまな文明、文化、宗教の間では、人間の善き生活とはどのようなものであるべきかをめぐって意見の一致はみられていない。だから大きな相違があるさまざまな文明、文化、宗教のもとでも、それぞれが維持できる人権レジームでなければならない」と主張するのである。

そして「私たちが権利をもっているのはなぜか、それについて人びとの意見が一致することはないのかもしれないが、私たちが人権を必要としているということについて意見を一致させることはできる。人権という信念の形而上学的基礎づけについては意見の衝突がおこりがちだが、それにくらべれば、思慮分別に発する根拠から人権保護の必要性を信じる方がずっと確実である。現代の人権にはそのような確実な根拠が必要であり、またそのような根拠は歴史が私たちに語りかけることにこそあるのだ」と論じるのである⁽⁵⁾。

歴史が語りかけてきたこととは、つぎのようなものである。自由な主体的行為能力それ自体が国際的に合意された標準規則にそって保護される必要があるということ。また、この標準規則には、諸個人が、自分が属する国家の内部での不正な法律や命令に反対し、抵抗する権利が含まなければならないということ。そして最後に、他のあらゆる救済手段が尽きたときには、これらの個人は、自国民以外の人びとや自国以外の国家、国際諸機関に自分たちの権利を擁護するよう援助を訴える権利がある、というものである⁽⁶⁾。国際的に合意された標準規則とは現行の国際法のことである。

差し迫った危機に瀕した人命救出の是非は、道德に依拠するのか、歴史に依拠するのか、筆者なりの人道的介入の道筋を最後に提示して、論を終えることにしたい。本稿における最終的な目標は、現実と理想の乖離を埋め合わせていくらかでも両者を取り結ぶことである。

1 シリアとリビアの運命を分かちもの

チュニジアで始まった「民主化ドミノ」から1年が過ぎた2012年2月26日、シリアで限定的な民主化を認める新憲法の承認を巡る国民投票が行われた。結果は賛成89.4%で承認と政府によって発表された。

新憲法は、政権与党バース党を「国家を指導する党」とする条項が削除され、大統領の任期を7年、2期までと限定、さらに複数政党制を導入すること等が明記された。しかし、例えば、大統領の立候補制限条項は、大統領の過去の任期は含まれないため、理論上アサド大統領が2028年まで権力を維持することができる。反体制派は「延命処置」として新憲法を認めず、内戦はこの後全土に拡大し、激しさを増していくこととなった。

イギリスを拠点とする人権団体「シリア人権監視団」は、シリア内戦による死者数は、10万人を超えたと報告、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によると、難民は、2013年6月末時点で171.7万人を超え、うち半数以上が国境を越えてヨルダンやイラク、レバノン、トルコに逃れたという⁽⁷⁾。事態は緊迫度を増している。

経済困窮は甚だしく、国内で150万人が生活必需品に事欠く事態となっている。昨年の厳冬期を迎える直前にはUNHCRは西側諸国に対し、難民支援に必要な資金約5億ドルの拠出を求めた。UNHCR日本事務所によると、シリアの難民・避難民の4分の3は女性と子どもで特に5歳未満の子どもは、清潔な水や食糧の不足で感染症のリスクが高まっているとされる⁽⁸⁾。

2012年3月以降、国連は切迫した事態に対し、アラブ連盟と合同でアナン前国連事務総長を特使としてシリアに派遣、事態打開を図った。同氏はアサド大統領と2回にわたり会談し、4月にアサド政権側と反体制派側双方の間で停戦合意をとりつけることに成功、4月21日、国連はシリアのアサド政権軍と反体制派の停戦監視のため、最大300人で構成される平和維持活動（PKO）の本隊派遣を決定した⁽⁹⁾。しかしながら、停戦合意以降も戦闘は続き、思った以上の効果は認められず、安保理の協議も停滞する中、シリア情勢は悪化の途を辿った。

2012年6月、これまで大規模な戦闘がなかった首都ダマスカスでも40名を超える死者が報じられた。「シリア人権監視団」によると、このときまでに9千人以上が死亡、反体制派は、犠牲者は11万人を超えると発表した。レバノン国境に近いホムス県でも軍離脱兵で組織する「自由シリア軍」と政府軍の交戦が激化、またトルコ国境に近いアレッポなどでも戦闘が激化した。さらに7月、首都ダマスカス中心部の治安施設を狙った攻撃で、ラジハ国防相、アサド大統領の義兄シャウカト副国防相も死亡、さらに複数の軍・治安幹部が死傷すると、8月には戦闘激化によってPKOも撤退を余儀なくされた。結局PKOの前提となる紛争当事者間の停戦合意がないままでの国連監視団の派遣は8月20日までの撤退が決定され、シリア問題に関する国連・アラブ連盟の合同特使を務めるアナン前国連事務総長も「暴力の拡大と安保理の結束の欠如により、役目を果たすことができない」と8月末に辞任した⁽¹⁰⁾。

常任理事国の足並みの乱れは、経済制裁でも顕著にみられた。経済的な包囲網に関しては、アメリカはすでに2011年5月からアサド大統領らに対し、アメリカ国内で保有されている資産を凍結するなどの制裁を発動、アメリカ企業などとの取引も一切禁止した。欧州連合（EU）は、2月27日の外相理事会で、アサド政権に対する包囲網強化のため、シリア中央銀行のEU域内の資産凍結と、閣僚の渡航禁止、域内とシリア間の貨物便の運航禁止などの制裁措置を決定した。し

かしその一方で、シリア向けの貨物船からロシア製軍用ヘリコプターが発見されるなど、シリアに対しての安保理事会の姿勢は一貫することはなかった。

なぜリビアは武力介入が行使され、同じように自国民に対し重火器による弾圧を続けているシリアでは武力介入が行使されないのだろうか。アメリカの政治学者ベンジャミン・バーバーも英ガーディアン紙に「偽善は、シリア、バーレーン、イエメン、サウジアラビアとの間とリビアとの間で存在している。シリアも政府が自国民を殺害しているにもかかわらず、なぜ、その対応は異なるのか」と疑問を呈している⁽¹¹⁾。

ロシアと中国がシリア介入に反対に回る背景には、ロシアにとってシリアは、軍事戦略上重要拠点であるからである。またシリアはロシアにとって重要な武器輸出国であり、シリアの港湾都市タルトゥースに遠洋で唯一の補給基地があり、空母艦隊を実戦配備している。もし「同盟国」シリアを失うことにでもなれば、関係の深かったリビアを昨年「ジャスミン革命」で失ったロシアにとって、地中海での影響力を完全に失うこととなる。

中国にとってシリアは、「内政不干渉の原則」という問題が自国の内政と密接に絡んでいる問題であるためだとみられている。2009年から2013年2月まで少なくとも100名以上がチベットの自由を訴えて焼身自殺を図っている⁽¹²⁾。民主化要求・分離独立問題は同国にとって国の根幹に関わる最重要問題である。民主化要求を簡単に飲むことになれば、国内外の分離独立派を活気づかせる契機となる。両国の思惑はこのように交錯している。

こうした外的要因以外に、シリアとリビア両国の運命を分かつ鍵となる内的要因が、大きく分けて4つある。1つ目は、政府によって大規模かつ組織的な残虐行為が繰り返し行われているか、どうかである。反政府勢力が一枚岩となったかどうか、である。2つ目は、その地理上の位置にある。3つ目は、石油資源の存在の有無である。4つ目は、犠牲者数と国際世論の反応である。

リビアの場合は、すぐに国民評議会という受け皿が早くからできたという側面がある。しかし、シリアの場合は、リビアの国民評議会のような反体制勢力が組織されていなかった。2月24日、チュニスで開催された「シリアの友人」会合で、日本を含む米英仏、親米アラブ諸国などの有志国は、反体制派の代表として「シリア国民評議会」を承認すると発表したものの、明確な前線がなく、多くの都市で市街地戦となっているのが現状であった。

さらにシリアにとって悲劇的なのは、アサド政権が崩壊した場合、政権を担う受け皿がないと危惧されていることである。シリアでは、人口の16%程度を占めるに過ぎないアラウィ派と呼ばれる少数派がバース党、政府機関、軍、国営企業の要職を実行支配していて、定期的に選挙は行われているものの、事実上バース党の一党支配体制が続いてきた。リビアのように、カダフィの側近を取り除けばいいのと違ってシリアの場合、ハーフェズ時代からの古参の参謀や軍が台頭する可能性があり、これが国連安保理の武力介入という選択肢を封じている。

2つ目の点だが、リビアの場合は、地中海のすぐ真下であるリビアの政情不安に欧州が特に危機感を覚えたのも大きかったといえる。リビアの隣国チュニジア、エジプトは民主化をすでに終えており、武力介入したとしても難民の流入は地中海といういわば厚い水の壁が堰き止めてくれる。他方、シリアは、北にトルコ、東にイラク、南にヨルダン、西にレバノン、南西にイスラエルと国境を接し、アメリカの戦略上の重要な国々の中心にあることもあって、ここにアフガニスタンのような「権力の空白地帯」が再び生まれることは避けたいとの思惑がアメリカにある。アメリカはその意味で、中露の拒否権発動に対し胸をほっと撫で下ろしていると言ってもいい。

3つ目のリビアとシリアを分かちもう1つ重要な点は、リビアには石油があり、シリアには石油がないということである（あることはあるが少ない）。リビアの石油利権は、Eni（イタリア）、BP（イギリス）、シェル（オランダ・イギリス）、Total（フランス）と伝統的に欧州企業に握られており、特にイタリアが、リビアを過去に植民地とした歴史的経緯や地理的近接さもあって重要な鉱区権益を手中に収めていた。リビアに持つ権益が少なかったフランスとイギリスは、共同して真っ先にリビア入りし、反体制派とのパイプを構築して権益を新政府との間で譲り受けるためだけに動いていたのだと報じられるほど、リビアに対する軍事介入に早急に動いた。当時仏リベラシオン紙は、国民評議会がフランスに対し、政府として承認した見返りにリビア原油の権益35%を譲るとした密約があるとの報道を行っていた⁽¹³⁾。また、英テレグラフ紙は、イギリスがリビアに有している石油利権に関して保全と新規契約のためにトリポリに専門チームを送り国民評議会と協議を開始する模様であると伝えていた⁽¹⁴⁾。フランスは北大西洋条約機構（NATO）軍としてカダフィ政権に対し最初に攻撃に移った国で、イギリスは、軍事介入を最も支持していた国の一つである。この両国が軍事介入に否定的だったロシアと中国を説得したのであった。

最後に、ロシアと中国が最終的にリビアの軍事介入に首を縦に振ったのは、犠牲者数である。リビアでは、内戦から約半年の間に25,000名の死者数が出ていたと報じられるほど激しい戦闘となった⁽¹⁵⁾。他方、シリアでは、半年という短期間でそれほど大量の犠牲者は出していなかった。リビアでの急激な犠牲者数は、国際世論に強く訴えかけ、国連を動かしたと推論できる。一方、リビアに比べてゆっくりとしたシリアの惨劇の前に、国際世論は、形成の機会を封じられてきたと類推できる。

2 軍事介入に対する近年の国連の姿勢の変化

ある国家の秩序が崩壊し、国民が万人による万人の戦争状態に投げ出されているようなところ、あるいは国家が自国民に対して大規模で組織的な暴力を繰り返しふるっているようなところ、そのようなところでの人権擁護の唯一の手段は、経済制裁から武力介入に至る直接介入である。冷戦終結以降、ハイチ、ソマリア、イラク、ボスニア、コソボへの介入は、この人道的介入の論理でなされ、またリビアにも同様であった。

とはいえ、マイケル・イグナティエフも指摘するように、介入の権利なるものの法的地位は不明確である。国連憲章は加盟各国に向かって人権を称揚するように求めながら、他方では他国に対する武力行使を禁じるとともに内政干渉も禁じている。

国連憲章では、第2条4項において、すべての加盟国は、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対して慎まなければならないと規定されている。他方、第7章において、加盟国に許される武力行使は、個別のおよび集団的自衛権に基く場合に限り、安全保障理事会による軍事的強制措置が認められている。これは、侵略行為に直面した当該国家は、武力攻撃に対する反撃以外はすべての武力行使が禁止されている一方、安保理は平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為に対し、国際的平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、第41条及び第42条に従って、武力攻撃を含めた措置を講じることができるということを意味する。その意味で、国際連合憲章は、武力行使の合法性判断において安全保障理事会に決定的な役割を与えているものの、国連が国家主権を超えて、平和に積極的に関与していこうとの動

きがみられるのは、冷戦終結以降のことである⁽¹⁶⁾。

とりわけ1992年、ガリ国連事務総長が論じた「平和への課題 (An Agenda for Peace)」は特に国連の変化が最も現れたアクションであろう。そこでは、国家主権が絶対的かつ排他的な時代は終わったとして、第7章—平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動での軍事的または、非軍事的強制措置の適用—が、国際平和の破壊及び侵略行為に直面した場合、そしてあらゆる平和的解決の道が閉ざされた時に限り、安保理の議決を経て認められるとして、国連が積極的に平和構築に関与することが謳われた⁽¹⁷⁾。

ところがこうした改革は頓挫する。国際社会を震撼させることになった1992年～93年のソマリアでの平和維持活動、1994年のルワンダでの大量虐殺、1995年のボスニア・スレブレニツァでの大量虐殺の介入に立て続けに失敗⁽¹⁸⁾、「積極的な平和構築」の困難さを改めて知らされることになった。1998年2月には、コソボ紛争が勃発すると遅々として進まない国連安保理の審理を待たず安保理承認の前に人道的見地から NATO がセルビア人によるアルバニア系住民の迫害を阻止するためセルビア勢力の拠点に対し空爆⁽¹⁹⁾、安保理決議なしの攻撃への非難もさることもながら、介入に尻込みする国連安保理への非難もそれ以上に殺到した⁽²⁰⁾。

こうした状況下においてアナン事務総長は1999年9月の第54回総会で内政不干涉と武力介入の問題に対して国際社会のコンセンサスを得ることができる新しい枠組みを模索し⁽²¹⁾、2000年3月7日には、国連はブラヒミを議長とする委員会を招集、国連の平和活動を、(1)紛争予防と平和創造、(2)平和維持、(3)平和構築に分けた上、それぞれの分野での改革の必要性を訴えるのである。これが世にいう「ブラヒミ報告」である。ここから積極的平和関与政策が加速する。2001年12月、アナン事務総長の訴えに共鳴したカナダのアクスワージー外相が組織した国際委員会の報告書「干涉と国家主権に関する国際委員会」(ICISS: International Commission on Intervention and State Sovereignty/以下、ICISS 報告書)が国連に提出され、それには、「保護する責任」という、これまでにない概念が導入されることとなった。

その基本原則は、以下の通りである。

- (1) 国家主権とは、責任を意味し、国民を保護する主要な責任はその国家自体にある。
- (2) 内戦、暴動、抑圧あるいは国家破綻の結果として甚大な迫害を受け、かつ問題の国家がその迫害をやめさせる意思もしくは能力がない場合、保護する国際的責任が内政不干涉に優先する⁽²²⁾。

内政不干涉の原則を超えて、あくまでも最重要視されるべき人命の保護に当てられるべきであるとするこの「保護する責任」論は、当初、新機軸を打ち出した点で高い評価を得ることとなった。例えば2005年3月、アナン国連事務総長が国連首脳会合で発表した「より大きな自由を求めて」報告書では、「保護する責任」を国連においても認知すること、国家主権が保護する責任を負うことができない場合は、国際社会がその役目を担うこと、安保理は国連憲章に従ってしかるべき措置を取るべきであること、が明記された⁽²³⁾。

同年9月の国連首脳会合成果報告書でも、国連に参加する全ての政府は、大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から人命を守ることに對して国際的な責任があるとの見解が全会一致で採択され、平和的解決が不可能であり、かつ国家主権が失敗している時は、安保理を通じて集団的行動をとることが記された⁽²⁴⁾。

国連は、長い間固執してきた内政不干渉の原則から冷戦終結以降、約10年の歳月をかけて人命の保護を第一とする「保護する責任」へと動いた。2011年3月のリビアへの軍事介入は、この「保護する責任」で介入した最初の事例である⁽²⁵⁾。

しかしながら、武力介入を伴う人道的介入は、誰が、いつ、どのような場合において許可するのか。さらにいえば大量殺害とは一体どの程度の殺害、民族浄化をいうのか、それについても誰が判断を下すのかについては一向に解決できていない。それどころか、実際の武力行使は、国連安保理以上の実行主体はないという、むしろ国連の限界を露呈することにもなっている。

国連に大きな影響を与えた ICISS 報告書でも、「紛争予防が最も重要な取り組みであり、介入は可能な限り手を尽くした後に選ばれるべき選択肢である」とされ、万一、武力介入を正当化する場合、「正当な意図」(right intention)、「最終手段」(last resort)、「均整のとれた方法」(proportional means)、「合理的な見込み」(reasonable prospects)の4つを満たしてなければならないとして、これまでの国連による主張を繰り返しているに過ぎない。介入する場合は、正当な理由(just cause)として、差し迫った危機が、主権国家の意図的な組織的作為によるものか、破綻国家としての結果かどうにかかわらず、大規模な人命の喪失がみられる時と強制退去や婦女暴行を伴う大規模な民族浄化がみられる時である。

このように実際の武力行使は、やはり国連憲章第8章をもとに、国連安保理の機能不全の場合は国連緊急特別総会や地域機関等にも武力介入の余地も認めてはいるものの、実際には国連安保理以上の実行主体はなく、いかなる武力介入でも、安保理の議決が優先されなければならないとする基本線は変わっていない。

安保理が軍事介入を決定すれば、リビアの命運を辿り、そうでなければシリアの現状となる。このような国連の介入における“ゆらぎ”あるいは“恣意性”を、一体どのように制御・克服したらいいのだろうか。国境の向こう側においてどれだけの惨劇が重なれば、集団的安全保障の枠組みが脅かされると安保理に認識され、行動を起こしてもらえるのだろうか。

おそらくここで考えるべきことが2つある。人権は何ものにも優先されるべき権利なのか、そしてもう1つは、軍事介入する場合、何に寄って立つことが可能なのか、ということをつきつめる必要がある、ということである。この2つの問いを考えるためにまずウォルツァーの考えを、次にイグナチエフの考えをフォローしてみたい。

3 軍事介入の論理

ウォルツァーは、これまで、戦争や軍事介入を巡る内政不干渉の原則を柱にした考えを「法律家のパラダイム (legalist paradigm)」と称して、以下6つの命題が我々の道徳意識を長い間支配してきたと論じている。

- (1) 独立国家からなる国際社会が存在していること
- (2) この国際社会はその構成国の権利—とりわけ、領土保全と政治的主権の権利—を規定する法を有すること
- (3) ある国家による、他の国家の政治的主権もしくは領土保全への武力行使あるいは切迫した武力による脅しは、侵略を構成しており、犯罪行為であること
- (4) 侵略は、被害国による自衛の戦争と、被害国とその他の国際社会の構成員による法執行の

戦争という、2種類の暴力的な対応を正当化すること

(5) 戦争を正当化しうるのは、侵略された場合のみであること

(6) 侵略国家が軍事的に撃退された後、その侵略した国家を罰することもできる、ということである⁽²⁶⁾。

ウォルツァーは、そもそも戦争道徳には、*jus ad bellum* (ユス・アド・ベルム) と *jus in bello* (ユス・イン・ベルム) という時間軸で分けて議論しなければならないと論じている。前者を「開戦法規」あるいは「戦争への正義」、後者を「交戦法規」あるいは「戦争における正義」と訳す。

そして、ウォルツァーは、「正しい戦争と不正な戦争」で、軍事介入に関する重要な問いを5項目提示している。

- (a) ある特定の国家の領土に居住する人々にとって、主権と領土保全の価値とは何であるか。
(仮にある国家の領土内に二つの民族、エスニック集団、または宗教的共同体が存在し、これらのうちの一つの共同体の成員が他の共同体の成員を組織的に殺害し、駆り集め、追放し始めたなら、その価値は小さくなり障壁は低くなる。)
- (b) どの程度の殺害が「組織的な殺害 (systematic killing)」であるのか。どれだけの人々が退去を強いられれば、我々は「民族浄化」について語って良いのか。
- (c) 戦争が正当化されたなら、誰がそれを戦うべきなのか。誰がその権利を有するのか。その義務は誰にあるのか。
- (d) もし、一つの国家または国際連合のような諸国家の連合が介入を決定したなら、その介入はどのように遂行されるべきか。
- (e) 介入を計画し遂行するに際して、侵攻軍 (invading forces) はいかなる種類の平和を追及するべきか。

項目(a)についての答えだが、そしてウォルツァーは、ユス・アド・ベルム (戦争への正義) について、第一に、個人も国家も、実行に移される直前の差し迫った暴力に対しては、合法的に自らを防衛することができ、戦闘の口火を切ることができるとした⁽²⁷⁾。しかしこれはウォルツァーも述べるように、国内法においても、法律家のパラダイムでも認められている。ただし、この場合、脅威は差し迫ったものでなければならない⁽²⁸⁾。

項目(b)では、ある特定の国境内において2つないし複数のグループが存在するある特定の領域内において、そのうち一つがすでに独立のための大規模な軍事闘争を開始している場合、また、国外の軍勢力が、内戦当事者のある勢力の要請によってすでに国境を越えてしまっている場合、均衡を図るための対抗干渉 (counter-intervention) ができる。特にある国境内の人権侵害があまりにも深刻であるために、共同体、自決あるいは困難な闘争について語ること自体がシニカルであるか不適切であると思われる場合、つまり奴隷のような扱いや大量虐殺の事例がある場合もまた介入を正当化できるとする⁽²⁹⁾。

ウォルツァーは、内政不干渉の原則を堅持する国際法学者に対し、彼は、越境の禁止は絶対的ではない、という。その理由は、一つには国境線が恣意的で偶然的性質を有するからであり、もう一つには国境内部の (諸) 政治共同体と国境を防衛する政府との関係が不明瞭だからである。彼の考えの根底には、越境の禁止、とりわけ人道的介入を禁止することが目的にかなっていると

すれば排除する必要はないとの考えがある。

項目(c)に関しては、ウォルツァーは、歴史的経験からみて、カンボジアの場合のベトナム、東パキスタン（現在のバングラデシュ）の場合のインド、タンザニアの場合のウガンダなどの隣国による介入が最も成功裏に終わったと高く評価する。ウォルツァーの評価の根拠は、ただ一つ、これら隣国は新秩序構想だとか旧態秩序に関心なく、必要と迫られての行動であるからである。消防署のない新興住宅地で隣家から火災が発生している場合に、集会を開いたり、助けに行くか行かないかについて投票を行なうことがナンセンスであるのと同様に、助けられる人が助けるという意味での単独行動主義の理想モデルとして提示する。

項目(d)に関しては、介入する側の兵士の命を可能な限り追求することが民主国家の義務であるとする一方で、侵攻を被る国家の兵士および民間人の犠牲について、彼らの命は使い捨てであるという考えは認められないとする。

そして項目(d)にも関係する項目(e)に関しては、ウォルツァーは、正しい戦争の目標は、不法な暴力を根絶やしにすることではなく、ただ個別の暴力行為に対処することであるとして、虐殺を止めることができれば、帝国主義的関心がないことを示すためにも迅速に撤収することを主張している。ただし、即時撤収に関して2002年、ウォルツァーは、自らが主宰する「Dissent」上で、ソマリア、ボスニア、ルワンダ、東ティモール、リベリア、シエラレオネ、コソボでの人道的介入を考慮した上で、3つの例外が存在すると議論を進めている⁽³⁰⁾。まず、カンボジアの場合のように、戦場が広範囲にわたり、国家再建のための制度的・人的資本が欠如している場合、第2に、ウガンダ、ルワンダ、コソボなどの事例のように、民族対立が深刻で撤収した場合に再び怨念の仕返しによる民族浄化が行なわれる可能性がある場合、第3に軍や警察機能が麻痺しているというレベルに近く壊滅している国家崩壊に見舞われている場合である。

これら5項目のウォルツァーの考えに共通して念頭にあるのは、最大多数の最大幸福を説いたジョン・スチュアート・ミルに代表される、自助という厳格な教義に固執する自由至上主義的な自決に対する考えである。ミルは、「自由を自分たち自身の努力で手に入れるという困難な闘争こそ、こうした美德が開花する最良の機会なのだ」として、「もしその自由な制度が近隣国の侵入によって創設されるならば、その国家の自決は奪われているのである」と主張した⁽³¹⁾。しかし、ウォルツァーは、この考えに真っ向から反対する。干渉が正当化される場合は、個別事例の緊急性や極限性によって必要とされている場合に限られると断りながらも、ウォルツァーは、むしろ我々に必要なのは、国境に対してのある種のア・プリオリな尊重を取り払うことである、と述べる⁽³²⁾。一国の国民が虐殺される瀬戸際に立たされている時、もしこのような人々が完全な抹殺から救われないのだとすれば、民族の自律性や権利を尊重するシンボルとしての非介入というのはいったい何を指すのだ、と我々に問いかけるのである。

4 政治としての人権

ではイグナティエフはどうだろうか。イグナティエフによると、介入には4つの基準があるという。(1)問題となっている人権侵害は、大規模で組織的かつ周辺に拡大してゆくものでなければならない。(2)それは、周辺地域における国際の平和と安全にとっての脅威でなければならない。(3)軍事介入は、そうした侵害を停止させる現実的可能性があるものでなければならない。そして

これらに加えて(4)の基準が介入の鍵を握るのだが、当該地域は、世界の強大国の中のひとつにとって文化上、戦略上、ないしは地政学上の理由から死活的に重要な利害関係を有するものでなければならず、かつまた1つの強大国が武力行使に反対しない、ということである⁽³³⁾。

しかしこれでは、西側がよその社会の人権問題にこれまでよりもいっそう頻繁に、しかも一貫性を欠いた介入を行うにしがたって、西側の権利基準の正当性は疑問にさらされることとなる。

これについてイグナティエフは、やむを得ないと考えているようである。というのもイグナティエフは、以下のように考えるからである。

もし人権原理が個人の主体的行為能力および集散的な自己支配の権利に実効力を与えるために存在するのだとすれば、人権の名のもとに何かを行う際には、私たちは人権規範への同意を求め、同意が自由意志にもとづいて与えられない場合には介入を差し控える義務を負う。このとき強制的な人権介入が正当化されるのは、厳格に規定された緊急必要の場合—人命が危機に瀕している場合—だけになる⁽³⁴⁾。

すなわち人権を人生の望ましい目的をすべて網羅した包括的なリストである、と考えると、自由と平等、自由と安全、私有財産と配分的正義は相互に対立しており、権利にもとづく複数の要求の間には道徳的に考えて議論の余地のない優先順位が存在しない。だとすれば、私たちは、権利を切り札として語ることなどではしめない。もし権利が切り札でないとしたら、そしてもし権利が交渉の余地のない対立の精神を生み出すとしたら、権利の効用とはいったい何なのだろうか。せいぜいのところ権利は、対立する当事者が共に熟議するための手助けとなる共通の枠組み、共通の参照点をつくり出すだけである⁽³⁵⁾。

その意味で、はなはだしい人権侵害があってもそれが地域の平和と安全を脅かしていない場合には、軍事介入は正当化されない、という含意が導かれるのである。反体制派市民勢力に対するビルマ政府による抑圧は明らかに国際人権規範に違反しているといえるだろうが、しかし、ビルマの軍事支配者が近隣諸国にとっての脅威とならないかぎり、彼らは軍事介入を受けるリスクを負うことはないのである⁽³⁶⁾。

しかし、介入するのを待ったことによって、基本的人権の信頼性に与えたダメージが途方もなく大きかった事例も何十万ものツチ族が殺されたルワンダのような惨劇もあったのではないか。実際、もっぱら国内だけで抑圧のレベルが高まって、利害の方では「介入するな」と命じているのに価値観は「介入せよ」と叫ぶ、というような地点にまで達する事例がいくつか存在している。例えばルワンダでの大量虐殺は西側の国々が、ルワンダは軍事介入にともなうリスクを冒すに値する切迫した自らの国益に関わる問題ではなかったために、80万人もの人々が命を落とすことになった。「その結果、多くのアフリカ人が下した、西側の人々がいう普遍的価値観へのコミットメントなるものも、所詮は人種的偏見によってどうしようもなく汚されているものなのだ、という結論に一言も釈明できなかった。本当のところは、ルワンダの大量虐殺は国内だけで終わるような問題ではなかったし、それを阻止できなかったことこそが、中央アフリカ全体で国家秩序崩壊が拡大してゆく直接的原因となったのである⁽³⁷⁾」。

それでも、イグナティエフが批判するのは、人権は政治を超越している、言い換えれば、人権とは政治上の論争に決着をつける働きをする道徳的切り札だ、という考え方である。紛争当事者が二手に分かれて争うとき、2つの正しい要求が競合したとき、その対立が解決されるのは、抽象的な目的の王国においてではなく手段の王国においてである。人権は政治以外のなものでも

ない。「そして政治とは、具体的な状況と道徳的な目的との間で折り合いをつけなければならないものであり、また、手段と目的の間だけでなく複数の目的自体の間での苦渋に満ちた妥協を引き受ける覚悟をもっていなければならないものなのである⁽³⁸⁾」。

なるほど、現代の独裁国家は、一方で人権を遵守しながら、自己決定を求める民族的少数派や反体制派を封じ込めるということを同時にうまくこなしている。これらの多くの抑圧体制が議論や熟議に応じようとはしないことを前提とすれば、独裁体制に対して人権が安易に戦いの誓いになったり、武力への呼びかけに転じるような機会となることを厳しく制限し、介入に慎重を期すべきであるとの考えは理解できる。だからイグナティエフは、義務を履行しない当事国の主権を根絶したりそれにとって代わったりするのではなく単に主権を一時停止するだけだ、という考えを主張する。この考え方は介入が帝国主義的になるのを阻止するためである⁽³⁹⁾。その意味で彼にとって人権が権威主義的社会に到来するのは、活動家たちが命がけて、民衆が自発的に人権を要求するように導くときであり、そして彼らの活動が国際的な影響力をもつ国々からの誠実で素直な支援を受ける場合なのである⁽⁴⁰⁾。

5 責任を引き受ける主体は誰か

2人の議論をここまでみてきたが、場合によっては単独行動主義でも武力行使されてしかるべきであるとするウォルツァーと、人権が権威主義的社会に到来するのは、活動家たちが命がけて、民衆が自発的に人権を要求するように導くときであり、そして彼らの活動が国際的な影響力をもつ国々からの誠実で素直な支援を受ける場合だとするイグナティエフの立場との間には、隔たりが存在する。ではどちらの考えが人命を最も尊重しているといえるだろうか。主権をあまりに容易に飛び越えることで介入によって関係のない人命が奪われる可能性もある。他方で主権概念を尊重するあまり、尊い人命の損失が拡大しているのにもかかわらず、何もできない可能性も一方で常にある。

国連は、基本的に主権概念を重要視し、集団安全保障の枠組みの範囲内での安保理決議による武力行使を固持してきた。自決とは、「自由を自分たち自身の努力で手に入れる」ことに対する人民の権利のことであり、内政不干涉とは、その成功あるいは失敗が、他国の侵入によって妨害されたり阻止されたりしないことを保証する原則のことである⁽⁴¹⁾。この点に関し、ウォルツァーの説明では、法律家は、「人道的介入とは、法の領域ではなく、道徳的選択の領野に属するのであるとして」単にその必要性を法的に承認することを否定する。人道主義を口実にして、国家が隣国を抑圧したり支配したりすることを憂慮するからだ⁽⁴²⁾。法律家のパラダイムでは権利の擁護以外、予防戦争、通商戦争、拡張主義的戦争、征服戦争、宗教戦争、革命戦争、軍事干渉を国内でそれらに相当するものが国内法によって禁止されているのと同じように、これらはすべて禁じられ、しかも絶対的に禁じられている。そして介入が許されるのは「例外」に過ぎない。

だからこそ、国家構成員の剥き出しの生存や最小限の自由が危機に瀕している場合、内政上の失敗という帰結から、隣国（諸外国）の介入の権利は認められるのではないかと、そして我々という集団のメンバーが、共通の道徳を分かち持っているということが、決定的に重要な一歩であるとするウォルツァーの考えには、強く共感を呼び起こすものがある。

その一方で、一抹の不安を覚える。ウォルツァーは、こう言う。「戦争の道徳世界が共有され

るのは、誰の戦いが正義で誰の戦いが不正義かについて、われわれが同一の結論に達するがゆえにではなく、結論への道において同一の困難を認識し、同一の問題に直面し、同一の言語を話すかゆえにである⁽⁴³⁾。そして「参照すべきは、政治指導者の良心ではない。政治指導者は別に考えるべき事柄があるし、義憤や憤慨といった当たり前の感情を抑制することが必要であるかもしれない⁽⁴⁴⁾」として、一般の人々が日常的活動のなかで獲得してきた道徳的信念にあるとする。

しかし、この言説だと、無関心でいる人間を暗に批判することになりはしまいか。イグナティエフが言うように、他者の苦痛に無関心なままでいる多くの人間が存在するという事実は、そういう人びとが良心をそなえていないということの証明ではなく、単にこの良心が自由なものであるということの証明にすぎないのではないか。この自由をもつおかげで人間は様々な行為を選ぶことができ、人間という存在に関するような事実一人間は苦痛を感じ、他者の苦痛を認識することができ、そして善をなす自由と、悪をなさない自由をもっているという事実一を基礎として、私たちは、すべての人間は残酷さから守られるべきであると信じるのではないか⁽⁴⁵⁾。

イグナティエフは、「人間が共有する能力をミニマム—感情移入、良心、自由意志—にとどめる考え方は、個人がいかなる種類に属する主体的行為者であっても、つまり、男であれ女であれ、白人であれ黒人であれ、他のなんであれ、およそ個人が主体的行為者であるために必要とされるものを完全に表現している。そのような主体的行為者を残酷さから守ることは、すなわち、市民的権利と政治的権利の核となるものを付与することを意味している。(中略) 集団的権利なしに個人的権利を行使することは難しいかもしれない。しかし個人的権利なき集団的権利は、結局のところ暴政にいたるのだ」と述べる⁽⁴⁶⁾。

ここでいうイグナティエフの用いる法は、ミニマリズムという意である。つまり最小限主義のミニマリズムという手法で人権の普遍主義と文化的道徳的多元主義を調停する道を見出すことが重要だと述べる。だから、私たちは人権の基礎を、自然のままの人間の憐憫の情や連帯の上に築くことはできない。私たちは、あるがままの人間を基礎として人権への確信をつくりださなければならないし、最善の行いに期待をかける代わりに、私たちがなしうる最悪の行いを想定してつくりつけなければならない。言い換えれば、私たちは人間の自然の上ではなく、人間の歴史の上に人権の基礎を築かなければならない⁽⁴⁷⁾。

ウォルツァーにとって重要なのは、道徳的選択は単純に下されるだけではなく、判断されるものだということであった。判断基準は、法によって提供されない我々の中にある。指導者や一般市民は、ウォルツァーの考えでは、何をすべきかを巡って苦悩し、議論し、真の意味で戦うことが求められている。しかし、イグナティエフは、人権の普遍性について、いつでも誰からも賛同を得ることなどとうていありえない。力が不平等に配分されている世界にあっては、力ある者と力なき者とが合意できるような提案は、すっかり牙と毒を抜かれ、力なき者たちの普遍的利益を規定しているからであると批判する⁽⁴⁸⁾。世界人権宣言前夜の歴史は、人間が自然的には他者にどれほど無関心であるか雄弁に物語っている。ホロコーストが暴露したものは、憐憫と配慮という人間の自然の属性がどれほどのものであっても、それらが法によって、義務として強制されないような状況では、恐ろしいほど不十分であるということである。そして正統性を持った制度のみ、それだけが人権保護の最善の保証であるというのである⁽⁴⁹⁾。

やむにやまれぬ、正当化される戦争（正戦）はありうる、そしていったん戦争が始められたのであれば正しく戦わなければならないとするウォルツァーの道徳的アプローチと、基本的に主権

概念を重要視し、集団安全保障の枠組みの範囲内での安保理決議による武力行使と限界を直視しつつも制度や法を重視するイグナチエフの歴史的アプローチのどちらが正解なのだろうか。どちらも人命を犠牲から守りたいという思いに違いはない。ただ寄って立つところが異なるだけだ。おそらく正しい道は、「保護する責任」を明確化するためにミニマムな合意リストを作成し、道徳的アプローチと歴史的アプローチを重ね合わせた「制度的アプローチ」の実現に向けて議論を続けていく、ということしかないのではないかと思う。

おわりに

国家という暴力の独占機構の内部で秩序を維持することができず⁽⁵⁰⁾、武装闘争によって混乱の中に無防備な状態で罪のない市民が投げ込まれている場合には、国家のレゾンデートル (raison d'être/存在理由) は崩壊しているといっている。だからといって無条件で国際社会はやみくもに軍事介入することはできない。

「合法的な戦争か、非合法的な戦争かのいずれしかない、戦争の正しさの概念は合法性の概念に依拠すべきである」とは、アメリカのイラク戦争に対する新保守主義者の行動と目標を見つめてのユルゲン・ハーバーマスの言葉だが、同氏は、法的議論を無視した自国の政治文化に限定された自己中心的視点は、「古代帝国のような誤った普遍主義」に退行せざるをえないと主張し、そこで視点を脱中心化して、利害を相互に配慮しつつ超国家的決定を生む必要性を訴えた。この時のハーバーマスにとって、正統な判定権は、超大国の指導者の決断ではなく、あくまでも理性的合意を形成できる国連の機関に属していたのである⁽⁵¹⁾。

しかし問題は、安保理以外の行為主体がないこと、つまり大国に頼らざるをえない現状と、一方でコストを担うべき主体の不明瞭さ、そして武力介入を伴う人道的介入は、誰が、いつ、どのような場合において許可するのかという点が解決できていないことである。

だが、現状のシリアに関して、理性的合意を形成できる機関としての国連に期待するには、あまりにも過酷である。国連機構が強大な軍事力を有する民主国家からなる国際的な体制でも、恣意的な思惑にがんじがらめとなり、虐殺行為を止めさせる効果的な手段に事欠くことが自明だからである。

それに安保理が形作る「合法的」に介入される戦争の一方で、安保理の決断の前に「非合法」でも介入されなければならない紛争は絶対にはないと言い切れるだろうか。シリア問題はイラク問題とは違った逆の問いを突きつける差し迫った重大問題である。その意味でウォルツァーのやむにやまれぬ、正当化される戦争(正戦)はありうるという考えは理解できる。罪もない子供を含む多くの市民が犠牲になっているのに、手をこまねいてただ傍観するしかないのだとすれば、この近代世界を支えている人権や民主主義という概念それ自体「退行」していると疑いたくもなる。もっとも民主主義を矜持とするアメリカ政府でさえ、世界のあらゆる場所での自由と民主主義を定義する仕方がいかに利己的であったかを踏まえると、退行などではなく、これこそがまさに正常だと考えた方がいいのかもしれない。

イギリスやアメリカのような国家にとって、ある国の人権の達成度を理由に非難しながら、その一方で反体制派市民を抑圧するために用いられる可能性がある車両や武器をそれらの国の軍部に提供している事実を鑑みても、これらの国家が、侵略や大量虐殺の脅威に応答する国際的主体

として、国家が現実の侵略や大量虐殺に果たして応答し得ているといえるのかどうかについて、吟味するまでもない。首尾一貫性を欠いていることは動かしようのない事実である。重要なのは、この異常／正常表裏一体状態の中で、冷笑的態度をとることなく、人権問題を抱えるロシアや中国が国際法を形成するこの世界にしてこの内戦状態をいかにして抜け出すか、ということ粘り強く議論していく必要があるのだろう。

ウォルツァーは、国連安保理は信頼に足る集団安全保障の機関ではない、と言っている。この言葉の真意は、そこは、私たちが戦争を論じるときに訪れる場所であり、そうすることが可能な限り常に訪れる場所である、からである。彼に言わせると、そこは唯一の訪れる場所ではない。民主主義国家が提供する政治のアリーナ、そして民主主義が擁護する市民社会も重要だという。では多くの民主主義国家の民主主義が擁護する市民社会は虐殺行為を止められるだろうか。それもまた無理な話であろう。国連憲章が現時点での全世界における理性的合意の結晶である「国際法」で国連安保理以外の介入主体は認められないだろう。

しかし、暴力が際限ない暴力を生み出すことを防ぐためにも⁽⁵³⁾、軍事介入は有限であるということを知れば、厭戦気分が双方で共有されることを私たちは期待する前に、国連や国際法などの制度の限界を認めて、当事者を停戦や話し合いに持ち込めるようコミットメントを重ねていくことが現実問題として重要なのではないか。例えばイランの核開発問題では、同国と国連安保理5常任理事国にドイツを加えた6ヵ国協議などが現に開催されている。北朝鮮問題でも日本、アメリカ、中国、韓国、ロシアを構成国として同様の協議がなされている。そういった取り組みをさらに強化していくことも重要だろう。紛争国の周辺国とその地域とのつながりが深い安保理構成国ほかいくつもの国が、協議を重ね、介入へのメモランダムを作成していく。メモランダム締結国は、安保理の監視のもとに有志連合として問題解決に当たれるような新しい制度づくりが必要となるだろう。

イグナティエフは、論争終結のためにはそれとは別の政治的な要因、例えば、揉め事はもううんざりだという気分が双方で共有されること、相手に対する敬意が芽生えてくること、お互いを認め合うことなどが不可欠であるという⁽⁵²⁾。そして「人権に価値を認める幅広い合意が存在することは、熟議を通じて意見の一致に到達するための必要条件ではあるかもしれないが、十分条件ではない。介入が正当化されるのは、あらゆる規範ないし公正さが破綻し、個人の保護が瓦解した一消極的自由が深刻な危機にさらされた場合だけである」と述べる。

悔やまれるのは、これまで欧米諸国は、欧米以外の世界に、欧米の考えるこれまでの人権活動の力が及ぶ範囲をはっきりと明確化させてこなかったために欧米以外の社会に誤解を与えることになったことである。そして今危機的なのは、冷戦崩壊後の90年代からある種のパラダイム転換が起きた「国境」つまり「主権」より「人命」を第一に考えようとする「保護する責任」論が、シリアの事例で再び揺らいでいることであろう。目的を達するためには、いかなる時代のいかなる社会も合意できる権利の希薄理論＝制度的アプローチをリビアの介入とシリア問題を機に再構築するべきであると考ええる。

例えば6ヵ月という短い期間の間に紛争当該国内、あるいは国家間紛争で対立した一方において数千人を超える一定数の尊い人命が失われた場合、自動的に人道的介入事案として国連総会に報告され、国連は近隣諸国において要監視事案としてマークし、経済制裁を開始し軍事介入を警告する。さらなる6ヵ月の間に前述した一定数の同数の人命が一方的に失われた場合、国連安保

理は非常任理事国を含めて軍事介入に入る手続きを開始しすみやかに虐殺停止を目的とした介入を遂行する。迅速な行動は、現在のシリアのように敵・味方が入り乱れることを防ぎ、保護されるべき対象を明確化する上でも有効であろう。

他方、当事者間で犠牲者が一定数を超える場合も同様である。その場合の介入は「停戦」を目的とした介入事案となる。コストの負担は、コストを負担できる国家として当然のことながら安保理を構成する国家が担うことにするなど、人権保護のための介入の権利の希薄理論の構築を真剣に考えるべきであろう。このことを予め設定することで、武力介入を伴う人道的介入は、誰が、いつ、どのような場合において許可するのかという点を克服し、「保護する責任」論を強化できると考えるからである。

レバノンやトルコにシリア内戦が波及しつつある中、2013年5月、アサド政権側が化学兵器を使用しているとの情報が出ている⁽⁵⁴⁾。国連調査委員会は、まだ確証を得られていないとしながらもかなりの確率で使用された可能性が高いという。シリア政府の化学兵器をめぐるのは、オバマ米大統領も、使用された場合には、武力介入に踏み切る可能性を示唆している⁽⁵⁵⁾。アメリカは、化学兵器使用がレッドラインだと言っていたにもかかわらず介入に及び腰である。イラクから撤退し、アフガニスタンからも撤退しようと考えているオバマ政権にとってシリアへの介入は容易ではない。中国の台頭による軍事面でのアジアシフトを図っている同政権には、限りある軍事予算と財政問題があり、既述したように介入した場合のアフガニスタン化を危惧しているのだ。

冷酷な現実の前に、平和（現時点での最善の平和でもいい）がもはや誰の手にも届かないところにまで達してしまうのではないかと危惧しているのは、筆者だけではないはずである⁽⁵⁶⁾。反体制派がサリンを使用しているとの情報も飛び交う中、化学兵器により罪もない子供たちが大量に殺害されて後に「保護する責任」論が改めて注目を浴びるといようなことがないことを祈りながらこの論を閉じることにしたい。

本研究は、日本学術振興会の助成による科学研究費補助金『「民族紛争の解決と複合型パワーシェアリング」－政策実践の分析と戦略の研究』（課題番号24830031）を受けたものである。

注

- (1) <http://uk.reuters.com/article/2013/06/26/uk-syria-crisis-idUKBRE95P0PR20130626> [2013/06/30]
- (2) Michael Walzer, Preface to the Fourth Edition, *Just and Unjust Wars*, 4th ed, New York, Basic Book, 2006, xvi., マイケル・ウォルツァー『正しい戦争と不正な戦争』萩原能久監訳、風行社、2008年、xxii-xxiii., 邦訳、34頁。
- (3) *Ibid.*, p.107., 邦訳、227頁。
- (4) マイケル・イグナティエフ『人権の政治学』添谷育志・金田耕一訳、風行社、2006年、102頁。
- (5) 同上、104頁。
- (6) 同上、104頁。
- (7) <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/syria.php> [2013/06/30]
- (8) http://www.japanforunhcr.org/activities/theme_em-syria/ [2012/09/18]
- (9) <http://www.un.org/News/Press/docs/2012/sc10618.doc.htm> [2012/07/17]

- (10) 後任には、アルジェリアのラフダール・ブラヒミ元外相が就いた。同氏はブラヒミ報告（後述）と呼ばれる国連平和維持活動に対する提言を作成したパネルの議長となるなど、国連での外交活動も長い。
- (11) <http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2011/may/02/nato-gaddafi-libya-air-strikes/print> [2011/07/18]
- (12) http://www.nytimes.com/2013/02/15/world/asia/100th-self-immolation-inside-tibet-is-reported.html?_r=0 [2013/03/17]
- (13) <http://www.liberation.fr/monde/01012357324-petrole-l-accord-secret-entre-le-cnt-et-la-france> [2011/09/03]
- (14) <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/africaandindianocean/libya/8734278/Libya-British-team-aims-to-secure-oil-deals.html> [2011/09/05]
- (15) <http://news.smh.com.au/breaking-news-world/residents-flee-gaddafi-hometown-20111003-1149x.html> [2012/11/24]
- (16) 長いイデオロギー対立の時代もあって主権国家への不干涉原則の縛りは簡単に解けることはなかった。初めて人道的介入が国際社会で議論されたのは、1967年～70年にナイジェリアで起きたビアフラ戦争中であつたとされる。この紛争は、飢饉や難民を引き起こし、西側メディアによって広く報道されたにもかかわらず、国際社会は、内政不干涉の原則に縛られ、この事態を黙認した。
- (17) <http://www.un.org/Docs/SG/agpeace.html>, paras.42-43.
- (18) この時の国連平和維持活動は、第二次国連ソマリア活動（UNOSOM II：1993～95年）、国連ルワンダ支援団（UNAMIR：1993～96年）、旧ユーゴスラビアに展開した国連保護軍（UNPROFOR：1992～95年）が任務に当たっていたが、必要な兵力・予算が与えられなかったことなどから、実効的に活動することができなかった。例えば、スレブレニツァでの大量虐殺事件では、セルビア人勢力が、ムスリム人居住地区スレブレニツァを制圧して、ムスリム人約7,000人を生き埋めした事件。同事件が報道されると、スレブレニツァを守っていたオランダの部隊が傍観者の態度に終始したとして非難的となった。だが、正当防衛は別として、セルビア人勢力を攻撃する権限を与えられていなかった。旧ユーゴ国際刑事裁判所の判決でジェノサイドが認められた初の事件となった。
- (19) コソボ自治州に治安維持部隊を派遣していた NATO にとって、セルビア勢力の制圧は焦眉の急であった。Dajena Kumbaro, "THE KOSOVO CRISIS IN AN INTERNATIONAL LAW PERSPECTIVE: SELF-DETERMINATION, TERRITORIAL INTEGRITY AND THE NATO INTERVENTION". NATO Office of Information and Press, 2001.6.21. <http://www.nato.int/acad/fellow/99-01/kumbaro.pdf>
- (20) Independent International Commission on Kosovo: The Kosovo Report 2006/06/21, http://sitemaker.umich.edu/drwcasebook/files/the_kosovo_report_and_update.pdf
- (21) アナン事務総長は、1993年3月～1996年12月まで平和構築担当の国連事務次長であり、その間にルワンダとスレブレニツァでの大量虐殺で責任を果たすことができなかったとの自責の念が彼を新しい枠組みの創設に駆り立てたのだ、とする見方もある。詳しくは、Roméo Dallaire, *Shake Hands with the Devil: The Failure of Humanity in Rwanda*, Random House Canada, 2003.
- (22) The International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect*, International Development Research Center, 2001, xi.
- (23) *In larger freedom: towards development, security and human rights for all*, Report of the Secretary-General, A/59/2005, 21 March 2005, p.35.
- (24) http://www.un.org/summit2005/presskit/fact_sheet.pdf [2011/07/19]
- (25) くわしくは、拙著「リビア内戦と国際的介入—コンストラクティヴィズムの射程と「保護する責任」」『国

際問題』通巻605号、日本国際問題研究所、2011.10、29-37頁。

- (26) Michael Walzer, *op.cit.*, pp.61-62., 邦訳、151-152頁。
- (27) *Ibid.*, p.74., 邦訳、172頁。ただし、この点に関してウォルツァー自身が認めているように、差し迫った危険をどのように測るのかという問題がある。その基準はいわば目に見える形では存在しない。ではどのような行為が戦争を正当化するのに十分な脅威とみなされるべきであり、実際にみなされているのだろうか。ウォルツァーは、「傷つけようとする明白な意図、そうした意図を現実的な危険に変える積極的な準備の度合い、そして待つこと、あるいは戦う以外の何かの方策をとることが、リスクをはるかに大きくする一般的な状況、である」と述べている。ウォルツァーはここで具体的事例として1967年、第3次中東戦争（6日間戦争）における、イスラエルがエジプトを攻撃した事例に見られるような予防的先制攻撃を、正当化事例として挙げている。
- (28) ジョセフ・S・ナイ『国際紛争 理論と歴史』（有斐閣、2002年）、188頁。その意味では、イラクに対するアメリカの攻撃は、予防戦争であり、正当化される武力介入ではなかったと考えられる。もっともアメリカと英国は、差し迫った危機がそこにあると喧伝し続けたのだが…。
- (29) Michael Walzer, *op.cit.*, p.90., 邦訳、199頁。ウォルツァーが人道的介入の代表的な事例として挙げているのは、1971年の東パキスタン（現バングラデシュ）に対するインドの介入である。ベンガルにおいてパキスタンが行なった虐殺を略述すれば、1971年3月、パキスタン政府は、当時、東部の一地方であった自治運動、正確には、ベンガル人の反乱に対して、軍を差し向けた。そこで起きたことは大量虐殺であり、放火や強姦も行なわれ、何百万ものベンガル人がインドに押し寄せることとなった。このような背景の中、インドはベンガルのゲリラを支援し、パキスタンは12月になってインドを空襲、2週間にわたってインドとパキスタンの間で戦争になるのである。インドは迅速に介入し、またそこから早々に撤退した。
- (30) <http://dissentmagazine.org/article/?article=629> [2012/10/22]
- (31) *Ibid.*, p.87., 邦訳、194-195頁。
- (32) *Ibid.*, p.90., 邦訳、200頁。
- (33) マイケル・イグナティエフ、前掲書、83-84頁。
- (34) 同上、55-56頁。
- (35) 同上、58頁。
- (36) 同上、85頁。
- (37) 同上、85頁。
- (38) 同上、60頁。
- (39) 同上、82頁。
- (40) 同上、63頁。
- (41) *Ibid.*, p.88., 邦訳、196頁。
- (42) Michael Walzer, *op.cit.*, p.106., 邦訳、226頁。
- (43) *Ibid.*, xxii-xxiii., 邦訳、34頁。
- (44) *Ibid.*, p.107., 邦訳、227頁。
- (45) マイケル・イグナティエフ、前掲書、149頁。
- (46) 同上、149-150頁。
- (47) 同上、136-137頁。
- (48) 同上、121頁。

- (49) 同上、204頁。
- (50) マックス・ヴェーバー『社会学の根本概念』清水幾太郎訳、岩波文庫、1972年、88頁。
- (51) 権左武志「第5章 20世紀における正戦論の展開を考える」山内進編『「正しい戦争」という思想』疾風勁草、2006年、198-201頁。現在でもそうなのか。ハーバーマスの最新の議論まで追うことができていないため、筆者には明らかではない。
- (52) 同上、59頁。
- (53) ハンナ・アレントは「暴力の実践がもちこまれると、行為は不可逆的となる。暴力の実践は、世界を変えるが、しかし最も起こりやすい変化は、世界がより暴力的になることである」と述べる。詳しくは、ハンナ・アレント『暴力について 共和国の危機』山田正行訳、みすず書房、2000年、167-168頁。
- (54) <http://www.aljazeera.com/news/middleeast/2013/05/20135744242707474.html> [2013/05/23]
- (55) <http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-22318749> [2013/05/23]
- (56) 世界正義論の主要課題を扱っている書として近年の代表的なものに、法哲学者の井上達夫による『世界正義論』筑摩選書、2012年がある。M. イグナティエフの議論には触れられておらず、その点に関しては残念だが、理想の前に現実を見定めて世界正義を論じる氏の姿勢には最大限の敬意を表したい。

(一橋大学大学院社会学研究科准教授)